

令和7年第4回岐阜県議会定例会

条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会

(健康福祉部)

目 次

(条例その他議案関係)

議第 100 号	岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ 1
議第 101 号	岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・ 2
議第 102 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	・ ・ ・ 3
議第 117 号	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更について	・ ・ ・ 4

議第 100 号 岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例について

健康福祉部地域福祉課

1 改正の趣旨

民生委員法第 4 条（定数）により、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、岐阜市を除く市町村ごとに県の条例で定めているが、令和 7 年 12 月 1 日の民生委員の一斉改選にあたり、民生委員の定数を見直すため条例を改正するもの。今回の改正では、9 市町村の定数を変更する。

※ 前は、令和 4 年に同様に一斉改選に伴う条例改正を行っている。

※ 岐阜市は中核市の特例により、市の条例で定数を定めている。

2 改正内容

市町村長からの意見聴取結果を踏まえ、9 市町村の民生委員定数を変更する。

3 施行日

令和 7 年 12 月 1 日

※参考：民生委員の概要

- ・ 民生委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を担っている。
- ・ 各市町村の民生委員推薦会が推薦した者について、知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。（民生委員法第 5 条）
- ・ 職務に関する指揮監督は知事が行う。市町村長も職務に関して必要な指導を行うことができる。（民生委員法第 17 条）
- ・ 任期は 3 年（民生委員法第 10 条 再任あり）
- ・ 児童委員も兼ねる。（児童福祉法第 16 条）
- ・ 民生委員の一部は、主任児童委員として指名（厚生労働大臣）を受け、主に児童に関する職務にあたる。（児童福祉法第 16 条、第 17 条）

議第 101 号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

健康福祉部高齢福祉課

1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の施行に伴い、規定整理を行
うもの

2 改正内容

条例中の引用条文を整理する（※）。

※ 「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

3 施行日

令和 7 年 11 月 20 日

議第 102 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例について

健康福祉部障害福祉課

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、
次の 3 条例の規定整理を行うもの

- 1 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正内容

3 条例中の引用条文を整理する（※）。

※ 「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

3 施行日

公布の日

議第 117 号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更について

健康福祉部医療整備課

1 変更の趣旨

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院において、患者駐車場等として使用されていた市道に隣接する土地の一部（以下「当該土地」という。）について、市道拡幅に伴い寄附したため、定款別表を変更するもの

2 主な変更内容

法人設立時（平成 22 年 4 月 1 日）に県から法人へ承継された当該土地を寄附した旨を定款別表に付記する。

3 施行日

総務大臣の認可を受けた日